

(受理番号)	26-12	(受理年月日)	平成26年8月18日
件名	陳 情		
要 旨	<p>私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差を是正することを求める意見書の提出について</p> <p>2010年度に施行された「高等学校等就学支援金制度」と各都道府県の授業料・学費の減免制度等により、私立高校生の学費負担は一定程度軽減されてきたが、保護者負担はなお残っている。</p> <p>日本政府は2012年9月に、国際人権社会権規約第13条2(b)(c)の留保を撤回し、高校・大学の無償教育を漸進的に導入することを国際的に宣言しており、国の責任により、私立高校生を含む全ての高校生において無償化を進めるべきである。さらに、都道府県において、私立高校の授業料減免制度が更に拡充され、私立高校に通う生徒の学費負担における自治体間の格差が是正されることが、教育の機会均等を保障する点からも重要である。</p> <p>また、専任教員数など教育条件における公私間格差を是正することも重要である。</p> <p>よって、国においては、日本の教育の発展のために私学教育の振興を図る立場から、公立高校と私立高校の学費の格差を是正し、すべての子どもが希望する高校教育を受けられるようにするために、特段の措置を講ずるべきである。</p> <p>については、下記の項目について国に意見書を提出されるよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 国が私学助成制度を拡充し、学費の公私間格差是正をすすめること。 2 国が私立高校等就学支援金制度を拡充すること。 3 教育予算を大幅に増額すること。 		